

■ 修士論文要旨

多国間会議とコーポレート・ガバナンス原則

－企業法制度政策に対する影響力の解明－

A Study on Multilateral Conferences and Corporate Governance Principles
 –Elucidating the Influence over Company Law System Policy–

神奈川大学大学院 経営学研究科
 国際経営専攻 博士前期課程

江 間 大 悟

EMA, Daigo

■ キーワード

企業法制度/コーポレート・ガバナンス /コーポレート・ガバナンス原則/多国間会議 (国際会議、二国間会議、経済協力会議)

私の執筆した修士論文は、『多国間会議とコーポレート・ガバナンス原則－企業法制度政策に対する影響力の解明－』と題し、企業活動を円滑化させるという結論に導くことを研究意義としている。そのため、多国間会議におけるコーポレート・ガバナンスの議論とコーポレート・ガバナンス原則（以下「原則」という）を活用した企業法制度政策を明らかにし、この課題と新たな企業法制度政策を提示することを目的としたものである。

今日、原則は企業のコーポレート・ガバナンス

構築という基本的な目的の研究だけでは捉えることのできない程にまで役割や機能を有しつつある。たとえば、小島大徳[2009]では、原則に任務と使命があるとして、「(1) 原則が企業間における緩やかな統合的役割を有していること」と「(2) 原則が各国間の企業法制度に関する条約としての機能を有するに至りつつあること」と示している。これを裏付けるように、多国間会議（国際会議、二国間会議、経済協力会議）では、原則を活用した企業法制度政策が実施されている。

修士論文の構成

章	目次
第1章	コーポレート・ガバナンスの基礎的考察
第2章	多様化するコーポレート・ガバナンス原則
第3章	国際会議とコーポレート・ガバナンス原則
第4章	二国間会議とコーポレート・ガバナンス原則
第5章	経済協力会議とコーポレート・ガバナンス原則
第6章	多国間会議の議論と企業法制度政策

(出所) 筆者作成。

これらの多国間会議におけるコーポレート・ガバナンスの議論と原則の活用による企業法制度政策への影響力についての研究は、いまだに実施されていない。そこで、コーポレート・ガバナンスの議論と原則の活用による企業法制度政策への影響力を明らかにすることにより、グローバル化する企業活動を円滑にするために必要となる企業法制度の統一的な政策の一面が明らかになるのではないかと考えたことが、本研究を実施するに至った動機である。具体的な各章の内容は以下である。

第1章では、「コーポレート・ガバナンスの基礎的考察」と題して、(1) コーポレート・ガバナンスにおける議論の系譜、(2) コーポレート・ガバナンスの目的と定義、(3) コーポレート・ガバナンスの多様性と統一化に関する議論、の3つについて考察した。以上の3つにおける考察結果から、コーポレート・ガバナンスの議論は、高度に所有と経営が分離したことにより、利害関係者の利益が十分に保護されなくなったことから活発化したことや、コーポレート・ガバナンスには、企業不祥事への対処と企業競争力の強化という目的があることを明らかにした。

第2章では、「多様化するコーポレート・ガバナンス原則」と題して、(1) 原則策定の系譜や分類、原則の目的や定義、(2) 原則が有する任務と使命とは何か(3) 多国間会議における原則の議論を検討する意義、の3つについて考察した。以上の3つにおける考察結果から、先進諸国におけるコーポレート・ガバナンスの議論から原則の策定が始まり、今日では、多国間会議においてコーポレート・ガバナンスが活発に議論され、原則を活用することにより企業法制度政策が実施されている。こうした多国間会議におけるコーポレート・ガバナンスの議論と原則の活用は、いまだに明らかにされていない。よって、企業活動を円滑にするためには、本研究をする意義があることを明らかにした。

第3章では、「国際会議とコーポレート・ガバナンス原則」と題して、(1) 国際会議と原則の関係性、(2) 主要国首脳会議(G8サミット)

と地域的国際会議(APEC)、実務者首脳による国際会議(財務相・中央銀行総裁会議)におけるコーポレート・ガバナンスの議論内容、(3) 3つの国際会議の内容から導出される原則の活用、の3つについて考察した。以上の3つにおける考察結果から、まず、OECD原則を世界標準原則として支持と普及することで、OECD原則が各国の企業法制度や上場規則に採用されていることを明らかにした。また、地域標準原則の策定において支持や歓迎をすることで、地域標準原則の策定が進展していくことを明らかにした。

第4章では、「二国間会議とコーポレート・ガバナンス原則」と題して、(1) 二国間会議と原則の関係性、(2) 日本とアメリカ、日本とEUにおける原則の議論内容、(3) 日本とアメリカ、日本とEUにおける議論の内容から導出される原則の活用、の3つについて考察した。以上の3つにおける考察結果から、日本とアメリカにおける原則の活用では、2002年の委員会等設置会社制度の導入を明らかにし、日本とEUにおける原則の活用では、2009年の独立役員制度の導入を明らかにした。

第5章では、「経済協力会議とコーポレート・ガバナンス原則」と題して、(1) 経済協力会議と原則の関係性、(2) アフリカ開発会議(TICAD)における原則の議論内容、(3) 経済協力会議における議論の内容から導出される経済協力をする国と経済協力を受ける国における原則の活用、の3つについて考察した。以上の3つにおける考察結果から、日本の制度基盤をもとにして、発展途上国における制度基盤を構築していることを明らかにした。具体的に、アフリカでは、制度基盤を構築する前のインフラ整備を重視した活動が実施されていること、アジアでは、インフラが整備されている国に対して具体的な企業法制度の構築を実施していることを明らかにした。

第6章では、「多国間会議の議論と企業法制度政策」と題して、第3章から第5章までに明らかにした多国間会議における原則の議論をもとに、(1) 多国間会議において原則を活用することに

よる企業法制度政策への影響力、(2) 日本政府と日本企業の連携による各国の企業法制度政策、(3) 多国間会議における企業法制度政策の課題と新たな企業法制度政策の提案、の3つについて考察した。以上の3つにおける考察結果から、企業法制度政策において、国際会議は飽和的強制力を有し、二国間会議と経済協力会議は具体的強制

力を有するということを明らかにした。そして、企業法制度政策には、政府の活動と企業の活動における時間的ギャップがあることを明らかにし、そのうえで、政府と企業の代表が連携した多国間会議に加え、政府と企業、法律の専門家による企業法制度政策会議の設置を提案した。